

高砂市公園等施設指定管理者候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の設置する公の施設（高砂市駐車場、高砂市都市公園・高砂市市ノ池公園キャンプ場及び高砂市向島公園）の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき指定管理者に行わせるにあたり、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の審査について公正かつ適正な執行を確保するため、高砂市公園等施設指定管理者候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 指定管理者の候補者の審査に関すること
- (2) 申請書類の審査及び評価に関すること
- (3) その他指定管理者候補者の審査に関し必要な事項に関すること

(委員の構成等)

第3条 委員会の委員は6人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者等
- (2) 税理士等
- (3) 市の職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員は、前条に関する審査が終了するまでは氏名を公表しない。

6 委員は、前条に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員は、第2条各号の審査により、申請団体に対する意見及び評価点を提出する。

3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出させることができる。

4 委員は委員会の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議は非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部経営企画室及び施設管理担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

高砂市スポーツ施設指定管理者候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の設置する公の施設（高砂市総合運動公園・高砂市総合運動公園体育施設・高砂市生石体育センター、高砂市向島多目的球場及び高砂市民プール）の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき指定管理者に行わせるにあたり、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の審査について公正かつ適正な執行を確保するため、高砂市スポーツ施設指定管理者候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 指定管理者の候補者の審査に関すること
- (2) 申請書類の審査及び評価に関すること
- (3) その他指定管理者候補者の審査に関し必要な事項に関すること

(委員の構成等)

第3条 委員会の委員は6人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者等
 - (2) 税理士等
 - (3) 市の職員
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市長が指名する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
 - 4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 委員は、前条に関する審査が終了するまでは氏名を公表しない。
 - 6 委員は、前条に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員は、第2条各号の審査により、申請団体に対する意見及び評価点を提出する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 4 委員は委員会の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 会議は非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部経営企画室及び施設管理担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

高砂市文化・福祉施設指定管理者候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の設置する公の施設（高砂市文化会館・高砂市文化保健センター及び高砂市ユアアイ福祉交流センター）の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき指定管理者に行わせるにあたり、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の審査について公正かつ適正な執行を確保するため、高砂市文化・福祉施設指定管理者候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 指定管理者の候補者の審査に関すること
- (2) 申請書類の審査及び評価に関すること
- (3) その他指定管理者候補者の審査に関し必要な事項に関すること

(委員の構成等)

第3条 委員会の委員は6人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者等
- (2) 税理士等
- (3) 市の職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員は、前条に関する審査が終了するまでは氏名を公表しない。

6 委員は、前条に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員は、第2条各号の審査により、申請団体に対する意見及び評価点を提出する。

3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料を提出させることができる。

4 委員は委員会の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議は非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部経営企画室及び施設管理担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。